

## 新型コロナウイルス関連

(U A Eにおける規制・罰金、アブダビ入域時の手続き等)

令和2年9月20日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- U A Eにおける新規感染者数は高い水準で推移しており、U A E当局による各種規制は引き続き有効です。違反者には高額な罰金や罰則が科せられる可能性がありますので、御注意ください。
- アブダビ首長国への入域について、U A E国外から入域する場合、14日間の自主隔離が義務づけられます。いかなる在留資格の方であっても対象となり、また、アブダビ首長国以外の空港からU A Eに入国した上で、陸路でアブダビ首長国に入域する場合も同様です。
- U A E当局による措置は今後も予告なく変更又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

### 【本文】

#### 1 U A E当局による規制

(1) 9月12日、U A Eでは過去最高となる1,007人の感染者数が発表され、その後も連日感染者数は高い水準で推移しています。ここ数週間、U A E当局は公共の安全のために規則の違反者や事業者等の監視及び取締りを強化していると日々発表しています。ドバイではドバイ警察のみならず、ドバイ保健庁(Dubai Health Authority)、ドバイ経済開発局(Dubai Economy)、ドバイ観光局(Dubai Tourism)、ドバイスポーツ評議会(Dubai Sports Council)など様々な機関が監視を行い、違反した個人は検挙し又は警告し、若しくは事業者であれば施設の閉鎖を命じたなどと公表しています。

(2) 主な規則と違反した場合の主な罰金は以下のとおりです。

- 他者との社会的距離2mの確保：違反者への罰金3,000AED
- マスクの常時着用（外出時、出勤時、職場でも常にマスクの着用が必要です）：罰金3,000AED
- 車両の乗車人数は運転手を含めて3人以下：罰金：3,000AED  
※ただし、2親等以内の家族で乗車する場合は3人以上の乗車も可能。また、一部のワゴン型のタクシーでは4人の乗客が乗車可。
- 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合：罰金：50,000AED

(3) 上記以外にも各商業施設や航空会社などが個別の規則を設けており、利用者にはその遵守が求められます。現状、当地での新規感染者数が減少に転じている状況ではなく、感染のリスクは低減したわけではありません。在留邦人の皆様に

おかれては、いわゆる3密（密閉、密集、密接）を避け、健康、衛生面には十分注意するようにしてください。

## 2 アブダビ首長国への入域（入国）規制

アブダビ首長国（以下、アブダビという）への入域に際しては規制があり、以下に概要を記載しますが、詳細についてはアブダビ警察やアブダビにある在アラブ首長国連邦日本国大使館にお問い合わせください。

### （1）UAE国外からアブダビに入域する場合の自主隔離義務

UAE国外からアブダビに入域（入国）する者には14日間の自主隔離が義務付けられます。観光客、短期滞在者、UAE居住者などいかなる在留資格の人であっても対象となり、また、アブダビ以外の空港からUAEに入国した上で、陸路でアブダビに入域する場合も同様です。自宅やホテル、当局が指定する場所での隔離となり、全てのアブダビ入域ポイントで当局から電子リストバンドの着用が指示されます。

### （2）UAE国内から陸路でアブダビに入域する場合の陰性証明書提出

上記（1）のようにUAE国外から入国した場合のみならず、陸路で他の首長国からアブダビに入域する全ての方に対して、アブダビの入域ポイントにおいて、48時間以内に発行されたPCR検査又はDPI検査の陰性証明書の提出が必須となります。また、他の首長国から6日間連続でアブダビ内に滞在する場合は、アブダビにて6日目にPCR検査を受ける必要があります。

## 3 UAEに入国する際の留意事項

（1）UAE国外から入国又はトランジット（入国するか空港内を通過するだけかを問わず）する全ての乗客は、出発地からの出発前96時間以内（maximum of 96 hours before you depart）の陰性証明書の携行が必要です。検査はPCR検査（鼻腔検体からのポリメラーゼ連鎖反応検査、Polymerase chain reaction (PCR) swab test）である必要があります、唾液や抗体検査等は受け付けられません。

（2）発行地がドバイのUAE在留資格（UAE Residence Visa）を所持している方は、UAEに入国する前にドバイ入国管理局（GDRFA）からの再入国許可が必要です。

（3）また、UAE国外からドバイに渡航する際には新型コロナウイルスの治療費を賄える海外旅行保険に加入していること、健康申告書（Health Declaration Form）に記入すること、専用アプリ「COVID-19 DXB」をインストールすること等が求められます。

（4）ドバイ空港に到着した際には、全乗客を対象にサーモスクリーニングが行われる他、発熱等何らかの症状が見られた場合、たとえPCR検査陰性証明書があっても、当地保健当局が実施する各種検査を受検することが求められます。また、各種検査の結果、「陽性」の場合には、無症状でも14日間の隔離が求められます。

(5) UAEからの出国、UAEへの入国に関する各種情報は、渡航前に必ずご利用の航空会社に最新情報をお問い合わせください。

#### 4 その他留意事項

(1) 当館では、来館者の感染防止対策を最優先とし、領事業務は引き続き「事前予約制」を維持いたします。事前にメールでのご連絡がない場合には、窓口にお越しいただいても申請・相談をお受けできないことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

(2) 本メールに掲載した情報は9月20日時点のものであり、UAE当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

#### 【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局公式 Twitter

(9月10日：ドバイ危機管理最高委員会は当局が厳しい監視を呼びかけており、違反者へは罰金が科せられることを改めて注意喚起)

<https://www.mediaoffice.ae/en/news/2020/September/10-09/High%20committee>

○連邦内務省公式 Twitter

(9月17日：海外渡航者がアブダビへ入域（入国）する場合の14日間の隔離措置)

<https://twitter.com/moiuae/status/1306624390977683456>

(9月12日：アブダビに入域する際の陰性証明携行)

<https://twitter.com/moiuae/status/1304706445397708800>

○アブダビメディア局

<https://twitter.com/admediaoffice/status/1306633740848951296>

○在アラブ首長国連邦日本大使館

(新型コロナウイルス関連情報)

[https://www.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Covid-19.html](https://www.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid-19.html)

○エミレーツ航空公式

COVID-19 情報ハブ

<https://www.emirates.com/ae/english/help/covid19-information-hub/>

短期滞在者の旅行要件

<https://www.emirates.com/ae/english/help/flying-to-and-from-dubai/tourists-travelling-to-dubai/>

ドバイ居住者の旅行要件

<https://www.emirates.com/ae/english/help/flying-to-and-from-dubai/dubai-residents/>

#### 【一般的な参考情報】

- ドバイメディア局公式 Twitter : <https://twitter.com/DXBMediaOffice>
- ドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter : [https://twitter.com/dha\\_dubai](https://twitter.com/dha_dubai)
- ドバイ警察公式 Twitter : <https://twitter.com/dubaipolicehq>
- 外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省 (日本への入国に関する情報)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

---

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

F A X : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ : [http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)

---